

- 三、経過並に解決状況
- 1、炭坑當局並に一般從業員側の態度
 - 炭坑當局に在りては組合側の要求に對しては飽く迄之を拒否するの強硬態度を探り、構所内を嚴重警戒するところありたるも所轄警察署の警告に従ひ九日よりコン棒等携帶することを廢して平常通警備することとなつた。
 - 一方從業員側に於ては一部では相當動搖ありと傳へられたが、炭坑當局の嚴重なる處置と相俟つて組合側の策動に對しては比較的無関心であつたので稼働狀態に變化は生じなかつた。
- 2、西部鐵山労働組合
 - 西部鐵山に於ては其後もアジビラ撒布に依り運動繼續中のところ、漸次資金に欠乏を來したので、最後的手段に訴へて

法人協調會福岡出張所

○悪徳吉田二郎煙業頭領へコキトハ江口ヤ半圓一袋を奉付
○勝利業頭領へ一袋を贈呈半圓
○尋人半圓
還去事じゆきゆく
内鄙要の監視の誤れ申す内容不審も騒ぐと此警察當局より
十日半圓二種歐吉縣合員を領員丁子夫の職を解き軒單を送達市
貢監督の懲る餘當の職務を要求するもあらざれども
而上づ武昌半圓三種歐吉縣合員を吉田農業頭領外も會員丁
の職務を變へ
二、武昌蘇一義團聯合本部の監督を來信ある「一、西昌
日本兵は即刻撤去する」
「日本兵は良夫聯合の共同監督を申及る請書であるる」
「ア、粵粵省共の監督兼頭領會を開設する結果、